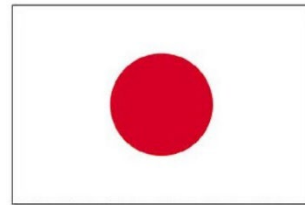


英国・日本の贈与税



2024年1月

英国の贈与税



1) 潜在的非課税贈与 (PET – Potentially Exempt Transfer)

* そもそも英国には贈与税は無く、贈与の時点では、誰が誰にいくら贈与しても暫定的に非課税で、それを潜在的非課税贈与 (Potentially Exempt Transfer) と呼ぶ

* そして、**贈与者が贈与後7年生存するとその贈与の非課税が確定**

* しかし、贈与者が贈与後7年未満で死亡すると、その贈与は遺産の一部と見做され、遺産の総額が相続税非課税枠を超えると贈与後の経過年数に応じて以下の軽減相続税率が適用となり、受贈者がその分の相続税を支払う

生存年数	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
相続税率	40%	32%	24%	16%	8%	0%



2) 住宅の生前贈与

* 住宅を生前に贈与後、その贈与者がその住宅の新たな所有者と同居せずに、引続き居住する場合は、以下の条件を満たす必要有り

- 1) 適正な賃貸料を新たな所有者に支払う事
- 2) 必要経費(管理費・光熱費・Council Tax)を支払う事
- 3) 7年間は居住する事

分割譲渡で、新たな所有者と同居する場合は賃貸料の支払い不要

贈与者が贈与後7年未満で死亡した場合は、7年ルールに従って経過年数に応じて、軽減相続税率が適用される

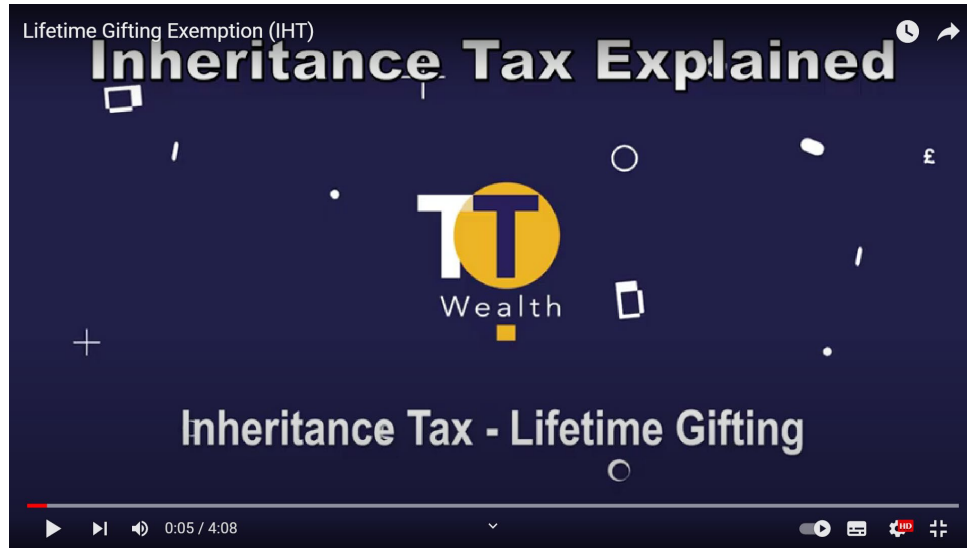


3) 贈与の年間非課税枠 (Annual Exemption)

- * ￡3,000以下。(1年のみ繰り越し可)
- * 知人への￡1,000以下、孫・曾孫への￡2,500以下、子供への￡5,000以下の結婚等のお祝いの贈与。
- * 通常のクリスマス・誕生日のお祝い
- * 高齢者・18歳以下の子供への生活費の援助
- * チャリティ団体・政党への寄付金
- * ￡250までの贈与(他の非課税枠を未使用の場合)

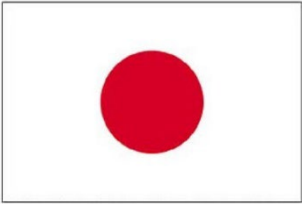


4) 生前贈与に関するYouTbe 動画



<https://youtu.be/3qo9mdajUOA>

日本の贈与税



1) 日本の贈与税

日本の贈与税には、以下の暦年課税制度と相続時精算課税制度の二つ有り

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
対象	全ての受贈者	(贈与者)60歳以上の父母・祖父母 (受贈者)18歳以上の子・孫
期間	毎年1月1日～12月31日	受贈者が相続時精算課税制度を選択し、 税務署に届けてから贈与者が死亡するまで
非課税枠	110万円/年	110万円/年 + 2,500万円/通算
贈与税率	10%～55%	20% (相続発生時に他の相続資産と合算し、 納付済み贈与税と相続税を精算)
生前贈与加算	2024年から生前贈与加算期間が 3年から7年に段階的に延長	全ての生前贈与が相続資産の計算に 含まれる
備考	2024年から、異なる贈与者であれば暦年課税制度と相続税精算課税制度の併用可	

2) 日本の暦年課税贈与税率

	一般贈与・一般税率		特例贈与・特例税率 (直系尊属の父母・祖父母から 20歳以上の子・孫への贈与)	
	税率	控除額	税率	控除額
ー200万円	10%	-	10%	-
200ー300万円	15%	10万円	15%	10万円
300ー400万円	20%	25万円		
400ー600万円	30%	65万円	20%	30万円
600ー1,000万円	40%	125万円	30%	90万円
1,000-1,500万円	45%	175万円	40%	190万円
1,500-3,000万円	50%	250万円	45%	265万円
3,000-4,500万円	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円ー			55%	640万円

3) 日本の贈与の非課税特例

配偶者への住宅の贈与の非課税特例

* 婚姻期間が20年以上の夫婦間で配偶者が住むための土地・建物、或いはその購入資金は、
2,000万円まで非課税

直系尊属の子や孫への贈与の非課税特例

* 直系尊属の20歳以上の子や孫への住宅資金（贈与を受ける年度と建物の性能などにより異なる）

* 直系尊属の30歳未満の子・孫への1,500万円までの教育資金

* 直系尊属の20歳以上・50歳未満の子・孫への1,000万円までの結婚・子育て資金

4) 2024年日本の贈与税の改正

	2023年12月31日まで	2024年1月1日以降
暦年課税非課税枠	110万円/年	110万円/年
生前贈与加算	被相続人の生前3年	被相続人の生前7年
相続時精算課税非課税枠	通算2,500万円	110万円/年+通算2,500万円

- * より早く若い世代への財産の譲渡を促し、経済の活性化を目指す
- * 2024年から生前贈与加算が3年から7年へ段階的に延長
- * 過去4年前から7年前の分は100万円まで非課税
- * 2024年から相続時精算課税の通算2,500万円の非課税枠に毎年110万円/年の非課税枠を追加

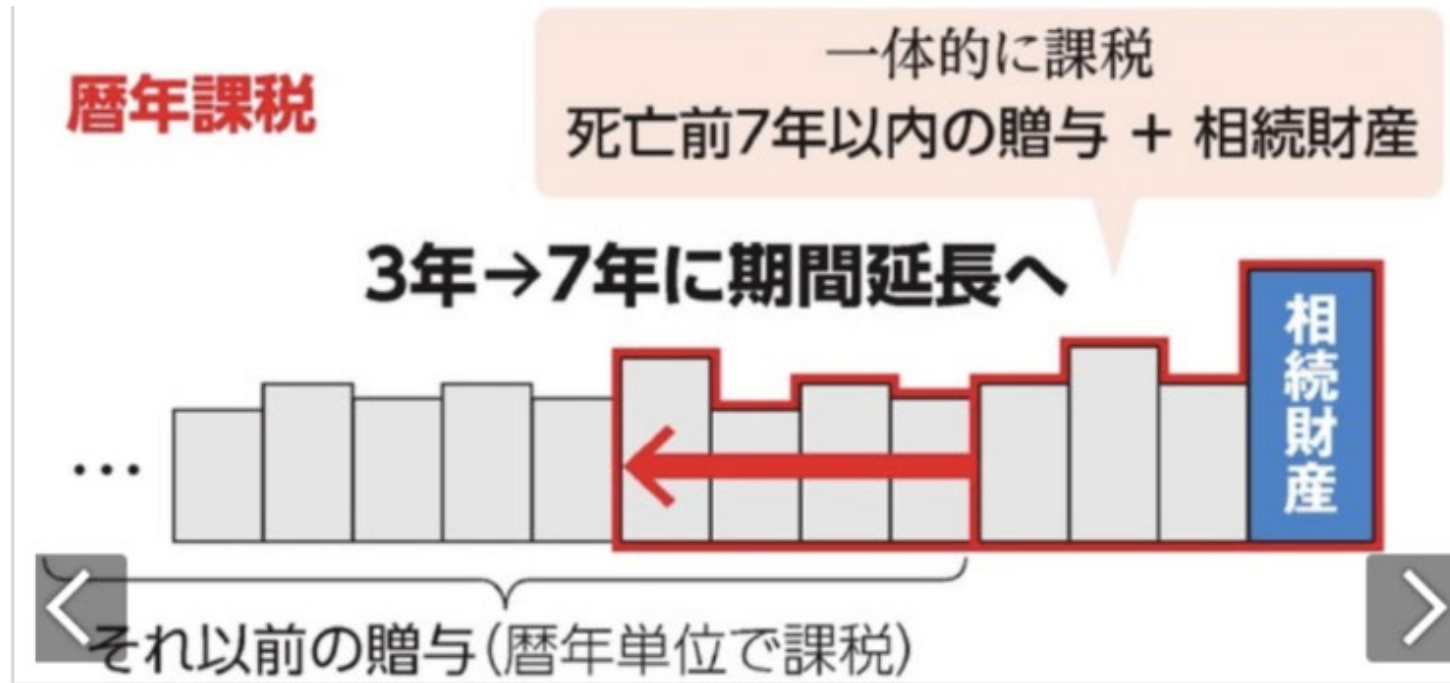


<https://youtu.be/B1D83Umkgc4?si=7nQ1EtMrHTA48BjQ>



https://youtu.be/ZgtCGC_1H3A?si=EXozkMIzHjDztFk

4) 2024年日本の贈与税の改正



* 相続・遺贈を受け取る人に被相続人の死亡前3年間に生前贈与があった場合、相続財産に加算して相続税を計算（駆け込み贈与による相続税の回避の防止）

5) 英国と日本の贈与税の比較

	英国相続税	日本贈与税
年間非課税枠	<p>£3,000 (一年のみ繰り越し可)、知人へ£1,000、孫・曾孫へ£2,500、子へ£5,000以下の結婚祝い、通常のクリスマス・誕生日祝い、高齢者・18歳未満の子への生活費支援、チャリティ団体・政党への寄付、£250までの不特定多数への贈与</p>	<p>暦年課税で毎年110万円 相続時精算課税で毎年110万円と通算で2,500万円</p>
税率	<p>贈与者が贈与後7年間生存すると非課税。贈与者が7年未満で死亡した場合は、贈与後の生存年数に応じて、40% - 8%相続税として課税</p>	<p>暦年課税で一般贈与税率と特例贈与税率の10%-55%(税額控除有り) 相続時精算課税で一律20%</p>
特例非課税		<p>配偶者(20年以上)への2,000万円までの住宅・住宅購入資金、30歳未満の子・孫への1,500万円までの教育資金、20歳以上・50歳未満の子・孫への1,000万円までの結婚・子育て資金</p>

6) 世界主要国の贈与税の比較

	英国	英国	日本	アメリカ	ドイツ	
納税義務者	—	—	受贈者	贈与者	受贈者	
基礎控除	—	—	110万円/年	約US\$11m/生涯	€500k(配偶者) €400k(子)	約8 約
税率	—	—	10%～55%	18%～40%	7%～30%	5
生前贈与加算	過去7年分 (贈与者が贈与後7年以内に死亡した場合、相続資産へ合算され、受贈者が相続税を支払う)	過去7年分 (贈与者が贈与後7年以内に死亡した場合、相続資産へ合算され、受贈者が相続税を支払う)	過去7年分 (2024年から過去3年分から7年分に段階的に延長)	過去全て	過去10年分	過

7) 贈与税が掛からない場合

- 1) 贈与税はあくまで個人から贈与が対象で、法人からの贈与は所得税の対象
- 2) 夫婦・親子・兄弟・姉妹などの扶養義務者からの生活費・教育費・治療費・養育費等で通常必要と認められるもの
- 3) 宗教・慈善・学術・その他公益目的の団体が取得した寄付
- 4) 奨学金給付団体等特定公益信託からの交付金
- 5) 地方公共団体の条例に基づく心身障害者共済制度給付金
- 6) 公職選挙法に基づく選挙運動の謝礼
- 7) 特定障害者扶養信託受益権
- 8) 個人からの香典・花輪代・年末年始の贈答・祝い物・見舞金等で社会通念上認められるもの
- 9) 直系尊属からの住宅取得・教育・結婚・子育て資金等で一定額



8) 国際贈与

日本の贈与税の10年ルール

- * 原則、日本の贈与税は国内・海外居住者・国内・海外資産を問わず課税対象
- * 但し、贈与者・受贈者の両方が海外居住10年以上の場合は国内資産のみ課税対象

贈与者 \ 受贈者		国内居住者	海外居住者	
			10年未満	10年以上
国内居住者		国内・海外資産の両方		
海外居住者	10年未満	国内・海外資産の両方	国内・海外資産の両方	国内・海外資産の両方
	10年以上			国内資産のみ

注) 贈与者・受贈者が外国籍の場合はルールが異なる



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4432.htm>



以 上

ここに掲載した情報は、2024年1月時点で最新、且つ正確を期する様最大限の注意を払っておりますが、皆様が実際に判断・行動される場合には、ご自身で確認されたり、専門家に相談される事をお勧めします。